

第4次 奄美市子ども読書活動推進計画

～ とともに親しむ読書運動 ～



令和4年2月

奄美市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 基本的方針	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	
Ⅰ 家庭、地域における子どもの読書活動の推進	3
1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進方策	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 公民館図書室における子どもの読書活動の推進	
(3) 民間団体等の活動に対する支援	
(4) 県立奄美図書館との連携・活用促進	
2 公民館図書室の整備・充実	
(1) 図書資料の整備	
(2) 設備等の整備・充実	
(3) 公民館職員の研修の充実	
(4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備，充実	
Ⅱ 学校等における子どもの読書活動の推進	6
1 学校等における子どもの読書活動の推進方策	
(1) 子どもの読書習慣の確立，読書指導の充実	
(2) 家庭、地域、社会教育団体、民間団体との連携による読書活動の推進	
(3) 全教職員の意識高揚	
(4) 障害のある子供の読書活動の推進	
(5) 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	
2 学校図書館等の整備・充実	
(1) 学校図書館の図書資料、施設、設備、その他諸条件の整備・充実	
(2) 県立奄美図書館や公民館図書室及び他校の学校図書館との連携・協力	
(3) 幼稚園や保育所等における図書スペースの確保と選書の工夫	
Ⅲ 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	10
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、公民館図書室、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、公民館図書室、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第3章 推進体制の整備	11
Ⅰ 子どもの読書活動推進体制の整備	
Ⅱ 市町村間の連携・協力体制の整備	
Ⅲ 各種団体等との連携・協力の促進	
資 料	
Ⅰ 奄美市の図書貸出冊数及び人数・蔵書数・公民館利用者数	12
Ⅱ 子どもの読書活動の推進に関する法律	13

はじめに

子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるように社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要である。

奄美市においては、第 3 次「奄美市子ども読書活動推進計画」を基本として、各公民館図書室の活動をはじめ、子ども読書の日の活動の充実や学校図書館、PTA、読書グループ等による読書活動を推進してきた。

特に、公民館図書室では、図書室運営の充実を図るとともに、民間の読書グループを活用した読み聞かせ会の実施や、読み聞かせの出前講座を行うなど、読書活動を推進してきた。

さらに、読書活動を充実させるために、令和元年度から奄美市 P T A 連絡協議会において、地元新聞社及び地元 F M ラジオ放送局と提携して、子どもの作文を掲載したりラジオで読み聞かせを行ったりして、読書活動の啓発に努めている。

しかし、1 か月の読書量は、小学生及び中学生ともに県平均を下回っていることから、全ての子どもが自ら読書活動に取り組んでいるとは言えない現状がある。

今後、テーマのサブタイトルが「ともに親しむ読書運動」とあるように、「主体的な読書活動・読書習慣の確立」を目標として、全ての子どもが読書習慣を身に付け、生涯にわたって維持していくためには、家庭、地域、学校が一体となり、子どもの読書活動を推進し、読書環境を整備していくことが必要となる。

そのため、奄美市は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 4 次基本計画）」及び「鹿児島県子ども読書活動推進計画（第 4 次計画）」を基本とするとともに、本市の子どもの読書活動推進状況を踏まえ、第 3 次「奄美市子ども読書活動推進計画」を改訂し、第 4 次計画を策定した。

本計画の実施期間は、次のような理由により、令和 3 年度から概ね 4 年間とする。

【 国及び県並びに本市の策定の経緯等 】

- ・ 国においては、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を施行し、この推進法の規定に基づいて平成 14 年 8 月に第 1 次基本計画を策定し、その後、第 2 次、第 3 次、第 4 次改定を行ってきた。現在、令和 5 年度からの第 5 次基本計画を策定中である。
- ・ 鹿児島県においては、推進法の規定に基づき、また、基本計画に準じ、平成 16 年 2 月に第 1 次推進計画を策定して 5 年おきに改定してきている。現在は、第 4 次推進計画を実施している。
- ・ 奄美市においても、推進法の規定に基づき、また、県の推進計画に準じて、平成 19 年 3 月に第 1 次推進計画を策定し、その後平成 25 年 3 月に第 2 次推進計画、平成 29 年 9 月に第 3 次推進計画を策定した。この第 3 次推進計画は、概ね 4 年を実施期間としているため、本年度、第 4 次推進計画を策定する。

- ・ 県の推進計画が国の基本計画の1年後に策定されていることと比較し、本市の推進計画は県の推進計画から3年後の策定となっている。奄美市の第4次推進計画においては、県の第四次推進計画の2年後の策定を目指し、第4次推進計画は概ね4年間の実施期間（令和6年度まで）とする。
- ・ 令和3年度は、市民交流センター開館年度でもあり、家庭、地域、学校がより連携を図りやすい環境になった。そのため、第四次推進計画実施初年度としてふさわしいと考える。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
国	H14.8				H20.3					H25.5									
	第1次基本計画				第2次基本計画				第3次基本計画				第4次推進計画						
県	H16.2				H21.3					H26.1									
	第1次基本計画				第2次推進計画				第3次推進計画				第4次推進計画						
市	H17.3 名瀬市 推進計画		奄美市	H19.3					H25.3					H29.9				R3.10	
	第1次推進計画				第2次推進計画				第3次推進計画				第4次						

第1章 基本的方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身が発達段階に応じて読書の楽しさを感じ得できるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要である。

本市においては、大島地区共通実践事項である「ともに親しむ読書運動」を推進するため、国及び県の方針等を踏まえ、次の3点を基本的方針とし、3つの推進の柱を立てて計画を進めていく。

【基本的方針】

- 1 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努める。
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める。
- 3 子どもの読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努める。

＜推進の柱＞

- I 家庭、地域における子どもの読書活動の推進
- II 学校等における子どもの読書活動の推進
- III 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

Iについては、家庭や地域において、「1日20分読書」運動、「朝読み・夕読み」等の読書活動を生かしながら、親子で読書に親しみ、家庭や地域全体で読書の習慣化が図られるような取組を行っていくことが重要である。

IIについては、現在、学校において教育課程に則り、意図的・計画的に取り組まれている読書活動を、今後も更に充実させ、子どもの読書習慣等の育成を図ることが重要である。

Ⅲについては、子どもの読書活動の意義や重要性等について、市民への啓発広報を一層充実させ、読書活動への理解と関心を高めるとともに、読書活動推進の気運の醸成を図ることが重要である。



＜地域ボランティアによる読み書かせ＞



＜公民館職員による読み聞かせ＞

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

Ⅰ 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進方策

市民交流センター、名瀬公民館、分館（伊津部、四谷）、笠利公民館及び住用公民館の図書室（以下「公民館図書室」という。）の有効活用を図り、読書グループ等の協力を得ながら、各家庭や地域全体で読書に親しむ場や機会をつくるのが大切である。

また、県立奄美図書館との連携を一層強化していくことも肝要である。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境等によって形成される。読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、保護者自身が積極的に読書に親しむとともに、家族全員で本を読む習慣をもつことが必要となる。そのため、テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本を読んで話し合ったりするなど、家庭において子どもが読書と出会うきっかけをつくるとともに、読書に対する興味・関心を引き出す働きかけを行うことが大切である。

ア 家庭や地域における「1日20分読書」運動や「朝読み・夕読み」等の推進

イ 保護者やPTA等を対象とした読書活動の意義や必要性を理解させるための研修会等の開催（家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等）

ウ 子どもの発達段階に応じた読書活動の在り方等を考える、家庭教育に関する講演会等の開催

エ 関係機関等との連携による乳幼児検診等における「ブックスタート*1」や読み聞かせ等の実施、本の紹介やチラシの配布等による啓発

オ 公民館等における読み聞かせ等、親子が触れ合う場や機会の提供

*1 ブックスタート

乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す活動である。奄美市においては、健康増進課において、乳幼児健診の際に実施している。

(2) 公民館図書室における子どもの読書活動の推進

公民館図書室は、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書に親しむ契機となる場であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っている。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書に関する情報を得たりできる場である。

さらに、定期的なお話会や読書に関するイベント等の実施、読書グループの支援等、地域における子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしている。

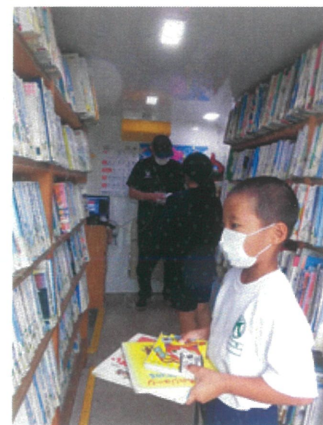
ア 子どもたちが読書するのに必要なスペースの確保、児童図書の収集・提供、子どもたちへの読み聞かせ等の実施

イ 地域の親子読書会や読書グループ等の関係団体、学校、保育所等の関係機関との連携による、子どもたちの読書への興味・関心を高める行事等の開催

ウ 図書館ボランティアの養成研修等や、図書館ボランティアが活動できる機会等の情報提供、公民館図書室等における図書館ボランティアの受入れ態勢の整備

エ 幼稚園、保育所等への団体貸出しや、移動図書館車「あまみっ子幸せ図書館」による巡回貸出し等、地域全域へのサービスの提供

オ 学校等で実施される親子読書会や読み聞かせ等の読書推進活動への支援、公民館図書室の司書等を活用した出前講座や読み聞かせの実施



＜移動図書館車「あまみっ子幸せ図書館」＞

(3) 民間団体等の活動に対する支援

奄美市では、民間の読書グループ等が手作りの大型絵本による読み聞かせやパネルシアター等により、子どもたちが読書に親しむ様々な機会を提供している。これら民間の読書グループ等の活動を生かせるよう、環境を整備していくことが必要である。

ア 読書グループ等が活動する場や機会等の提供

イ 読書グループ等が連携した活動が実施できる場や機会等の情報提供

ウ 「子どもゆめ基金*2」等、読書活動の推進に活用することができる事業等の情報収集・提供

***2 子どもゆめ基金**

子どもの読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げ、子供の健全な育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金である。

(4) 県立奄美図書館との連携・活用促進

奄美市では、奄美群島内の市町村において唯一県の施設「県立奄美図書館」を有する。この利点を最大限に活かすために、市民への図書館利用の啓発や専門的な知識をもつ指導主事との連携を強化することが大事になる。

ア 校内読書・研修会等への指導主事等の招聘

イ 「鹿児島県立奄美図書館利用者カード」作成促進

ウ 奄美図書館を中心とした読書グループとの連携による読み聞かせグループへの参加促進

エ 学校司書の研修会における連携強化

2 公民館図書室の整備・充実

公民館図書室においては、図書資料・設備等の充実を図るとともに、職員の資質向上を図るなど、地域における子どもの読書活動の推進に積極的な役割を果たす必要がある。

(1) 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公民館図書室に多種多様な図書資料を整備するとともに、子どもたちの読書意欲を喚起するコーナー等の整備・充実が必要である。

また、図書資料充実のためには、県立奄美図書館からの巡回文庫や他の公立図書館との相互貸借等を積極的に進める必要もある。

図書資料の整備については、大型絵本や児童図書を始め、今後も計画的な整備・充実に努める。

(2) 設備等の整備・充実

奄美市では、平成 18 年度から、インターネット対応の公民館図書室の蔵書検索システムを導入し、利用者の利便性の向上を図っている。このシステムは、各家庭や学校からの図書資料検索を可能にすることから、家庭や学校との連携を図る重要な手段となる。

また、公民館図書室の「地域の情報拠点」としての機能拡大を図るためには、情報通信技術の積極的な導入・活用が不可欠であることから、利用者用パソコンの整備等、ICT 関連機器等の整備促進を図る必要がある。

(3) 公民館職員の研修の充実

公民館職員*3 は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たし、住民のニーズに応じた資料提供とともに、読み聞かせやブックスタート等、読書指導の知識や技術を身に付けておくことが求められる。

このため、公民館図書室では、子どもや保護者等の多様なニーズに応えることができる職員の配置や、子供の読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するための研修会等への参加が必要である。

*3 公民館職員

市民交流センター、名瀬公民館及び分館（伊津部、四谷）は、司書資格を持った職員が、図書室運営等の中心となっている。

笠利公民館、住用公民館においては、生涯学習指導員等が図書業務を行っている。

(4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備、充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子、スロープ、点字表示等の施設整備面での配慮や、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備、図書室利用の際の介助、対面朗読*4の実施等、読書環境の整備、充実が必要である。

このうち、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等については、「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」*5と連携を図り、有効活用の推進に努める。

また、車椅子、スロープ、点字表示等の読書環境の整備については、地域の実情に応じて、その整備の推進に努める。

さらに、奄美市社会福祉協議会と連携し、点訳ボランティアの養成とネットワークの整備に努める。

Ⅱ 学校等における子どもの読書活動の推進

1 学校等における子どもの読書活動の推進方策

学校においては、これまでも国語科の学習や図書の時間をはじめ、学校図書を活用して様々な読書活動が推進されている。

今後は、「主体的な読書活動・読書習慣の確立」を目標とし、ひとつの例として、「全校一斉読書の日」を週一回程度位置づけることや朝読書を推奨していく。そのように、本に親しませる機会を意図的に増やすことで、読書の楽しさを味わわせるとともに本好きな子どもを増やすことにつながると考える。

このような読書活動を啓発することは、生きていく上でのコミュニケーション能力の基盤を作り、自己表現力を育むとともに、自己理解や他者理解へとつながる。そのことは「自他の思い・命を大切に作る児童生徒の育成」に大きく寄与するものと期待している。

(1) 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けるため、各学校の実態や子どもの発達段階に応じた取組を推進する。

ア 朝読書等、教職員と児童生徒が読書をする時間の設定

イ 読書の時間や学校図書館の利用を指導計画に位置付けた意図的・計画的な読書指導の推進

ウ 読み聞かせや各種シアター等、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動の推進

エ 推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置等による図書の紹介や個に応じた読書目標冊数の設定

オ 読書指導に関する校内研修の実施や、読書指導に関する研修会等へ教職員の積極的な参加促進

*4 対面朗読

視覚障害者等が希望する本を、直接読んで聞かせるサービスである。

*5 鹿児島県視聴覚障害者情報センター

障害のある人のための総合的な福祉センターとして整備された「ハートピアかごしま」の4つある施設の1つである。視覚障害者に対する点字図書や録音図書の閲覧、聴読、貸出し、聴覚障害者に対する字幕入りビデオカセットの制作、貸出しを行っている。

- (2) 家庭、地域、社会教育関係団体、民間団体との連携による読書活動の推進
読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校、家庭、地域が一体となった読書活動を推進する。

ア 親子読書にふさわしい本や、家庭での読書推進策の紹介・普及

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等についての家庭への啓発

ウ 親子読書や朝読み夕読み活動の推進・支援

エ 親子読書会や読書グループ、公民館職員等の活用による多様な読書活動の推進

オ P T A の読書専門部、社会教育関係団体による読み聞かせボランティアの活用促進

カ 「奄美市子ども読書・新聞応援プロジェクト」の啓発

- (3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実させるためには、教職員自ら読書に親しむことが重要であり、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められる。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方等について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要である。

ア 読書指導の研究校や、家庭、地域と連携した読書指導を実践している学校の事例等の情報収集・提供

イ 司書教諭等を中心とした全校態勢での読書活動の推進

ウ 各教科等の内容に関連した図書館資料の整備・充実、図書館利用の促進

【 参 考 】

【不読率*6】 (%)

	本市	県
小学生 平 均	0.1	0.2
中学生 平 均	0.1	2.6

【1か月の読書量】 (冊)

	小2	小4	小6	中1	中2	中3
本市 平均	23.1	15.0	13.0	4.3	4.3	3.3
	17.0			3.9		
県 平均	30.7	23.2	16.4	7.4	5.3	4.4
	23.4			5.7		

令和3年度「読書に関する調査」(鹿児島県教育委員会)

実施：R3.10 対象：小学2・4・6年，中学1・2・3年

【1か月の読書量令和6年数値目標】 (冊)

	小2	小4	小6	中1	中2	中3
本市 平均	30	25	18	8	6	4
	24.3			6.0		

*6 不読率

1か月間に1冊も本を読み終えなかった人の割合のことである。

鹿児島県では、毎年10月に、小学校2・4・6年生、中学校1・2・3年生を対象として、「読書量」「朝の読書の実施状況」と併せて調査を実施している。